

「石油製品の品質を確保するための 手法のあり方」

平成26年11月14日

行政改革推進本部事務局

説明資料

石油製品の品質を確保するための手法の在り方

国（経済産業省）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）

立入検査

補助金の
交付

試買結果の
報告

サービスステーション（SS）
全国約3万4千か所（平成25年度）

- ★規格不適合品の販売禁止
- ★品質分析義務（揮発油（ガソリン）のみ）

試買検査実施業者

石油製品（ガソリン、灯油、軽油）の試買（有料）
（**全てのSS**に対し、**年1回以上**実施）

各SSから登録分析機関
に品質分析を委託
（SSが費用負担）
（原則10日に1回）

SS以外の灯油販売業者
（巡回販売業者等）

対象外

登録分析機関

◎試買事業の予算額

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 （要求額）
17億円	17億円	16億円	15億円	15億円

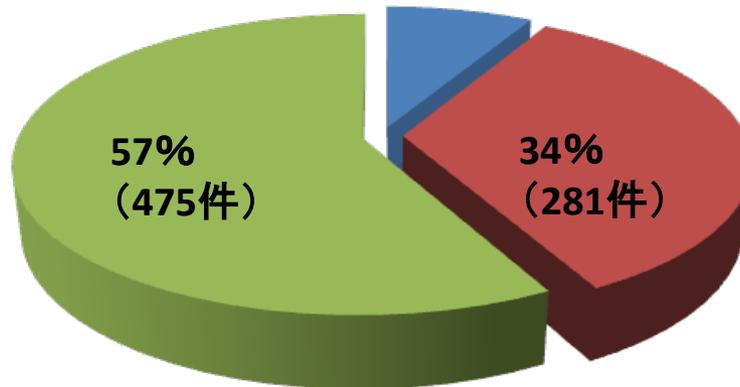
平成25年度の試買実績

(単位:件)

	揮発油(ガソリン)		軽油	灯油	合計
	ハイオク	レギュラー			
試買	63,823	68,041	67,392	64,960	264,216
不適合	48 (0.07%)	19 (0.02%)	281 (0.4%)	475 (0.7%)	823 (0.3%)

不適合事案(平成25年度)

9% (67件)



■ 揮発油

■ 軽油

■ 灯油